

令和2年5月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和2年5月28日(木)
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所講堂2(南庁舎3階)
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議案
第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
第10号議案 農用地利用集積計画の決定について
第11号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配
分計画案に対する意見について
報告事項5 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまの出席委員は、11名です。定足数に達しておりますので、これより5月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、水野洋子委員、森本幹夫委員をお願いいたします。

会 長	<p>本日の付議事件としては、第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」が1件、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」、第11号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」が1件でございますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」説明をします。</p> <p>この議案は、生産緑地法第10条の規定に基づき買取申出をする生産緑地について買取申出の理由である死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障を生じた者が、「農業の主たる従事者」もしくは「一定割合以上従事しているもの」に該当していたことを証明することについて、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>第9号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
緒方佐代子 委 員	<p>5月22日、水野政起委員、水野洋子委員と私の3人で現地を調査しました。申請地は、城山街道の城山公園交差点を南に進み、踏切を越えた所にある整形外科クリニックの南東に位置しています。</p> <p>申請地は畑で、耕作がされており、収穫後の畝もきれいに残っている状態です。</p> <p>以上のことから調査員としては、証明して差し支えないと考えます。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
会 長	<p>質問もないようですので、第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第9号議案について証明することに決定しました。</p> <p>続いて、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」、第11号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」でございますが、これら</p>

	<p>の議案は農地中間管理事業の権利設定についての議案が含まれません。それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、議案を説明させていただく前に、借受者について説明させていただきます。借受者は、昨年度の2月に上の山町で中間管理機構による権利設定を行った青年です。</p> <p>本日、審議いただきます土地は、地権者から中間管理機構への貸付の承認が得られたため権利設定を行うものです。借受者としては今後も随時、農地を借受していきたいと希望していますので、耕作地を集約化するため北山町六反田、南栄町、上の山町付近にて、借受可能な農地があれば、事務局まで是非ご連絡いただければと思います。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」説明します。この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙のとおりとなっております。</p> <p>【調書の説明】</p> <p>利用権の設定を受けるものとして、市では、こちらに記載があります4人の認定農業者及び農地中間管理機構である愛知県農業振興基金に対して権利設定をまとめております。</p> <p>前年度設定面積の454,988.67平方メートルに対して、新規設定された面積の合計は、12,239平方メートルで、うち農地中間管理機構である愛知県農業振興基金が権利設定を受ける、937平方メートルについては、第11号議案に関連するものになりますので、後ほど説明いたします。</p> <p>農転等により解約があった面積の合計は、4,026平方メートル、中間管理機構への移転があった面積の合計は、1,425平方メートル、全体として、6,788平方メートル増加し、利用権設定面積の合計は、461,776.67平方メートルとなります。また、貸手人数は、6人増加、筆数は、12筆増加となっております。</p> <p>調書の説明は、以上となります。</p> <p>これらのすべての対象地は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合しているものと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>第10号議案の説明は、以上でございます。</p>

事務局 補佐	<p>続きまして、第11号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」説明させていただきます。</p> <p>この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用配分計画の案について、農業委員会の意見を聴取する必要があるからでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書及び借受希望者の説明】</p> <p>なお、借受希望者は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に該当しているものと思われます。</p> <p>第11号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	質問もないようですので第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」及び第11号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第10号議案と第11号議案について決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項5「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条による届出が、5件で 1, 296平方メートル、主な概要は、東三郷町地内 外で、一般個人住宅 5件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了しました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さまにお知らせなどはありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。</p> <p>4月の定例会の際にお渡しした農業委員会の活動に関する「令和元年度の目標達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和2年度の目標達成に向けた活動計画（案）」についてです。</p> <p>これらにつきましては、ホームページにて意見等を募集しましたが、特に意見はありませんでしたので、原案のとおり点検・評価及び活動計画を定め、ホームページに公表し、県を通じて東海農政局へ報告させていただきますのでご承知おきください。</p> <p>お知らせは以上です。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は6月26日(金)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>